

インクルーシブの窓



令和5年9月 富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班

就学先決定等の仕組みを確認しておきましょう！



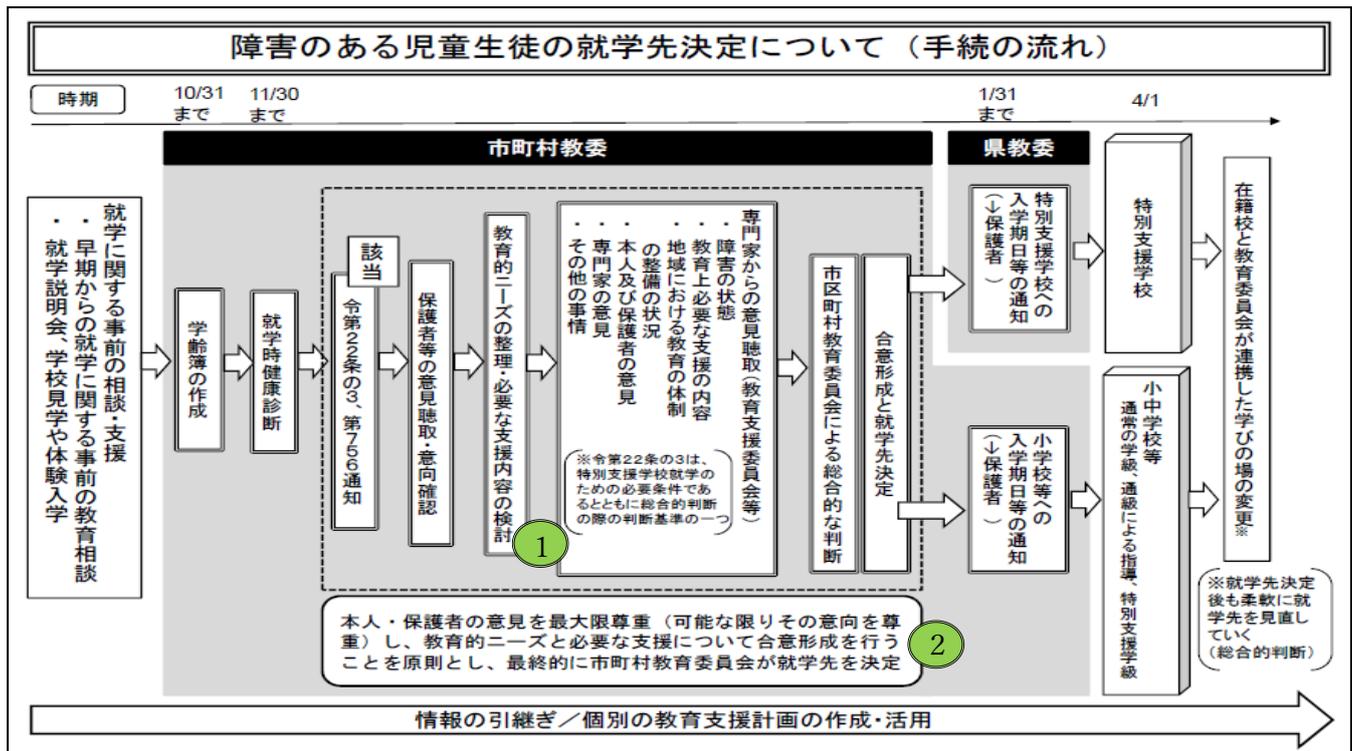
2013年の「学校教育法施行令の一部改正」により、障害のある子供の就学先決定の仕組みが変わりました。

<改正前>
 学校教育法施行令第22条の3「視覚障害者等の障害の程度」に該当する子供は、原則として、特別支援学校に就学することとされ、市町村教育委員会が特別の事情があると認める場合は「認定就学者」として小・中学校に就学することが可能でした。



<改正後>
 子供の障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、市町村教育委員会が総合的観点から、小・中学校又は特別支援学校のいずれかに就学させるかを判断・決定することになりました。施行令には、保護者及び専門家からの意見を聴取する機会の拡大も示されています。

施行令の一部改正は、前年の2012年に公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、就学相談・就学先決定の在り方についての提言がなされたことを踏まえて行われました。



（※ 丸数字は筆者）

就学の相談に関わる私たちは、子供一人一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援が必要とされるかを専門家の意見も聞きながら整理することが必要です（図中①）。そして、子供本人及び保護者の意向を可能な限り尊重し、合意形成を行った上で、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定します（図中②）。

各学校では、就学や学びの場の見直しの相談が増えてくる時期です。子供や保護者の不安に寄り添い、子供の可能性を最大限に伸ばすことができる学びの場の情報を提供していきましょう。

<引用・参考> 「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省 2022年 ジアース教育新社）